

第7章 監査契約及び監査報告とその処理

1. 土地改良区が外部監査を導入するに当たっては、定期・臨時のほか、役員の意識の啓発を期する観点から、役員の改選期に併せて計画することも考えられる。いずれにしても、土地改良区の運営計画の一環として理事会及び総会（又は総代会）に諮るなど、土地改良区としての実施意思を確立しておくことが重要と考えられる。
2. 外部監査は、外部監査機関との双務契約に基づくことが前提となる。
その契約に先だって、あらかじめ土地改良区と外部監査機関（県土連・会計指導員）との間で外部監査の実施打診、外部監査に係る相談が行われることが端緒となろう。想定される契約までの流れを記せば以下の順となる。
 - ① 土地改良区から県土連に対し、外部監査の実施相談・打診が合った場合、県土連の会計指導員が対応する。
 - ② 会計指導員から土地改良区に対しリスク評価を指導し、運営面・会計面のリスク細目について土地改良区自身による評価を求めめる。
 - ③ 土地改良区によるリスク評価結果から、外部監査リスク細目について絞込みを進める。
 - ④ 県土連所属の会計指導員の既存業務量を勘案し、外部監査実務の対応可能性、実施時期等について土地改良区の要望とすりあわせを行う。
 - ⑤ 以上の事前協議が整った場合、当該土地改良区の外部監査実施について、県土連内の「管理運営体制強化委員会」において年度計画として承認を得る。
 - ⑥ 土地改良区と県土連の間で契約の締結。外部監査のリスク細目、外部監査担当会計指導員、外部監査に伴う費用負担等が明定される。
3. 会計指導員による外部監査は、本「手引」によるリスク・アプローチ手法によるものとなるので、②にあるように、会計指導員によるアドバイスを受けながらも土地改良区自身によるリスク評価が肝要である。この場合、リスク評価は一から作り上げる必要があるものではなく、標準的なリスク評価表を本「手引」で示しているもので、土地改良区においてはその標準について土地改良区実情を反映させて、必要に応じて評価を微修正した評価表に改訂する作業となる。リスク評価後、外部監査対象とするリスク細目が判断されるものとなる。
4. 外部監査契約後、県土連所属で外部監査を担当する会計指導員により外部監査の実施準備が進められる。その上で土地改良区に対する最初のアプローチが「事前調査」である。事前調査は、後に実施予定の本監査が順調に進められるよう道筋を付けるものであり、重要である。

事前調査においては、本監査前に、会計指導員が土地改良区に先乗りし、本監査時に通覧する必要のある議事録、書簿、資料の類を特定し、本監査当日には速やかな閲覧等が可能なよう、監査作業を円滑にするための準備を土地改良区事務局に協議するものとなる。また、監査事項によっては議事録内容をかいつまんで総括するなど、説明メモなどの準備も依頼することが考えられる。本監査は、多忙な中で外部監査に対応している土地改良区事務局に過度な負担を掛けないよう効率よく短時間で実施することが必要であり、そのためにはこの事前調査による事務局との調整が重要なものとなる。

5. 次に行われるのが本監査となる。外部監査の中心となるのは本監査であり、土地改良区事務所において役職員と対面型で外部監査（会計指導員及び補助者の2人体制を標準とする。）が進められる。リスク・アプローチ手法外部監査として「細目別外部監査作業表」を本「手引」に編集しているので、それを利用して外部監査実務が進められるものとなる。そして補足調査であるが、補足調査は、会計指導員が本監査において収集した資料、説明メモなど、リスク細目ごとの収集物から内容を整理し、監査報告のための整理作業に入ることとなるが、その過程において土地改良区に対し再確認を要する事項、あるいは本監査で確認が足りなかった事柄など、外部監査報告のとりまとめの上で必要不可欠な情報について、土地改良区に補足調査をするものとなる。したがって、補足調査は必要に応じて行うものであり、事前調査のように必須ではない。

6. 外部監査結果を会計指導員がとりまとめ、県土連の内部決裁を経て外部監査契約にしたがって土地改良区に報告することとなる。外部監査結果の報告事項は、外部監査の概要、外部監査事項・リスク細目、外部監査の実施期間、外部監査実施者、外部監査結果、所見とすることを外部監査契約書（例）に規定しており（書式例は、「第8章 外部監査契約書」に添付）、リスク・アプローチ手法外部監査による評価結果が土地改良区に届けられることとなる。

7. 外部監査報告とその処理

土地改良区は、外部監査結果報告書に関して必要と認めるときは、外部監査の結果に関する資料の提出を求め、外部監査の結果に関する報告に関して会計指導員に対して説明を求めることができる旨外部監査契約書において担保されており、必要な措置をとることとなる。

土地改良区は外部監査報告書の内容を理事会及び監事会に諮るとともに、法令、定款、規約等に抵触するほか、会計経理の内容に不都合な事案がある場合は、早急にその対応策を講ずることが必要である。また、その内容によっては、関係行政機関等に報告するとともに、その指導・助言を受けることが肝要である。